

台東区告示第142号

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札を実施いたしますので、東京都台東区契約事務規則（昭和39年6月台東区規則第13号）第8条の規定に基づき公告します。

令和7年4月1日

東京都台東区長 服部 征夫

1 委託件名	中小企業振興センター大規模改修工事設計業務委託
2 履行場所	中小企業振興センター：東京都台東区小島二丁目9番10号
3 業務概要	・大規模改修工事に伴う設計業務 （建築、構造、電気設備、機械設備、昇降機） ・外構工事設計業務 ・石綿含有分析等調査業務
4 建物概要	・校舎棟 1) 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 2) 規模 地下0階 地上3階 塔屋1階建て 3) 建築面積1048.81㎡ 4) 延床面積3,208.61㎡ 5) 外構等 植栽等 6) 竣工年 昭和3年（耐震改修済み） 7) その他 改修工事予定時期：令和8年7月から令和10年3月まで ・体育館棟 1) 構造 鉄筋コンクリート造4階建て（一部鉄骨造） 2) 規模地下0階地上4階 3) 建築面積413.57㎡ 4) 延床面積1314.60㎡ 5) 外構等 植栽等 6) 竣工年 昭和51年（耐震改修済み） 7) その他 改修工事予定時期：令和8年7月から令和10年3月まで
5 履行期限	令和8年3月18日（水）
6 予定価格	入札後公表する。
7 最低制限価格	設定する。 なお、契約事務規則の改正（令和7年4月1日施行）に伴い、最低制限価格の設定方法に新基準が適用される。下記の台東区ホームページから確認すること。（トップページ>事業者の方へ（事業者向け情報）>入札・契約

	<p>情報>契約に関するお知らせ>最低制限価格及び調査基準価格の設定範囲の変更について)</p>
<p>8 入札参加資格条件</p>	<p>入札参加申込時から落札者決定時まで、次の各資格要件を全て満たす者であること（（2）については、令和7年4月1日（火）（以下「基準日」という。）時点における資格要件とする。ただし、基準日以降に東京電子自治体共同運営（以下「共同運営」という。）の共同格付及び順位が変動し、申込時点において資格要件を満たす場合は申込みできるものとする。）。</p> <p>（1） 共同運営の業種「建築設計」に登録があり、かつ、台東区に入札参加資格を有する者であること。</p> <p>（2） 台東区内業者（台東区内に本店又は支店を有するものをいう。）、または台東区外業者。台東区外業者については共同運営の順位が200位以内の者であること。</p> <p>（3） 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。</p> <p>（4） 基準日から過去10年間における、官公庁が発注する延べ面積2,000㎡以上の建築・電気・設備工事をすべて含む新築、改築、大規模改修工事いずれかの設計業務の履行実績があること。</p> <p>（5） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと及び同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていない者であること。</p> <p>（6） 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日付台総経発第170号）に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>（7） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。</p> <p>（8） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。</p> <p>（9） 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。</p> <p>（10） 関係会社は、本件に同時に申し込むことはできない（関係会社の定義は、共同運営「建設工事等入札参加資格申請の手引き：四十五版」42ページに記載の【関係会社の定義】による。）。</p>
<p>9 申込方法</p>	<p>（1） 共同運営電子調達サービス電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）で希望申請を行うこと（操作方法は「電子入札操作手順書（工事）」を参照のこと。）。</p> <p>（2） （1）の後、台東区公式ホームページから下記11に定める提出書類を、必要事項を記入の上、紙媒体又はデータで提出すること。</p> <p>（3） 紙媒体で提出する場合は、台東区役所総務部経理課契約担当（庁</p>

	<p>舎4階④番窓口)へ持参により提出すること。</p> <p>(4) データで提出する場合は、電子入札サービスで希望申請を行う際に、添付資料の欄に下記11に定める提出書類を添付すること。なお、入札参加申込書(様式1)は、押印したものを提出すること。また、落札者は、落札後に原本を提出すること。</p>
10 申込書提出期間	<p>令和7年4月1日(火)午前9時から同年4月17日(木)午後5時まで。ただし、紙媒体で提出する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除いた、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。</p>
11 提出書類 (書式(1)は、台東区公式ホームページからダウンロードできます。)	<p>(1) 入札参加申込書(様式1)</p> <p>(2) 設計業務の履行実績を確認できる書類 「8 入札参加資格条件(4)」の履行実績が確認できる契約書写し(仕様書を含む。)</p> <p>(3) 建設工事等競争入札参加資格審査受付票(裏面に印鑑証明書)の写し</p> <p>※提出書類は必要に応じて、原本の提示を求められることがある。 ※提出書類の提出後においては、原則として提出書類に記載された内容の変更を認めない。</p>
12 入札参加資格者の決定	<p>入札参加資格の有無を審査後、入札参加申込者全員にその結果を通知する。なお、入札参加資格が認められた後であっても、入札時までに「8 入札参加資格条件」((2)を除く。)を満たさなくなった場合は、入札に参加することはできない。</p>
13 設計図書等の配布	<p>配布予定日 令和7年4月22日(火)</p> <p>入札参加資格が認められた業者にのみ電子入札サービスにおいて設計図書等を配布する。</p>
14 入札日時	<p>令和7年5月26日(月) 午前10時00分</p>
15 入札場所	<p>電子入札サービス</p>
16 入札期間	<p>設計図書等を受領した時から令和7年5月26日(月)午前10時00分まで(ただし、電子入札サービス利用時間内に限る。)</p>
17 入札方法等	<p>(1) 電子入札サービスで、見積もった金額の110分の100に相当する金額(当該金額に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた金額)を入力すること。</p> <p>落札者の決定にあたっては、電子入札サービスで入力された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。</p> <p>(2) 1回の入札で落札者が決定しない場合は、2回まで再度入札を行うので、電子入札サービスで再度入札の時間を確認し、入札すること。</p> <p>再度入札予定時間 1回目 午前10時30分</p>

2回目 午前11時00分	
18 入札保証金	免除する。
19 契約保証金	契約金額の100分の10以上とすること。
20 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) 「8 入札参加資格条件」を満たさない者又は虚偽の申込みを行った者のした入札 (2) 所定の日時まで所定の方法により行われない入札 (3) 入札に際して談合等による不正行為があった入札 (4) その他入札条件に違反した入札
21 落札者の決定	予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。 落札者は、台東区が必要とする書類を提出するものとする。 なお、落札者が、落札後、契約を締結するまでの間に、東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた場合、契約を締結しないことがある。
22 前払金	前金払あり 契約事務規則による。 なお、契約事務規則の改正（令和7年4月1日施行）に伴い、前払金適用対象及び上限金額は設定方法に新基準が適用される。下記の台東区ホームページから確認すること。 (トップページ>事業者の方へ(事業者向け情報)>入札・契約情報>契約に関するお知らせ>最低制限価格及び調査基準価格の設定範囲の変更について)
23 その他	入札参加者は制限付一般競争入札参加者心得（工事用）を遵守すること。